

シリーズ「パワハラ対策」

(その6) 事実関係の確認のときに注意すること

パワハラ相談窓口にご相談があれば、事実関係の確認を行います。

聞き取りの内容については、「あかるい職場応援団」のダウンロードコーナーの「社内アンケート例等」内の「相談受付票」と「行為者聞き取り票」を用いると便利です。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/jinji/download/>

聞き取りの際に注意すべきこととして、以下のことが挙げられます。

- 行為者や第三者への事実確認は、相談者の了解を得た上で行う。
- 行為者に対して事実確認を行う際には、中立的な立場で話を聴く。
- 行為者には最初に、秘密厳守であることと報復があってはならないことを告げる。
- 相談者と相手の意見が一致しない場合には、
同様のパワーハラスメントを受けている者に事実関係の調査を行う。
- 第三者に話を聞くことで、問題が外部に漏れやすくなるため、
事実確認を行う人数はできる限り絞り、第三者にも秘密厳守を告げてから事実確認を開始する。
- 相談者・行為者・第三者の意見が一致するとは限らない。合理的に判断する。

特に行為者にヒアリングをする担当者は大変です。

行為者は大抵、パワハラを否定します。

ヒアリング担当者に対して激怒する行為者もいます。

業績が落ちたら、あんたが責任とれるのか？
そんなことを言うなら、あんたが契約を取ってこい！
なぜ私が取り調べを受けなければならないんだ？
私の方こそ、あんたからパワハラを受けている！

このような攻撃を受けたら、誰でも心が折れてしまいます。
ですので、行為者へのヒアリングは複数人で行うべきです。

